

情個審答申第3号
令和7年（2025年）6月20日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書
の第三者点検に係る意見について（通知）

令和7年（2025年）5月9日付け戸住発第104号で依頼のあった住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について、当審議会特定個人情報保護評価専門部会において審議した結果を踏まえ、下記のとおり意見を提出します。

記

業 務 の 名 称	住民基本台帳に関する事務
担 当 部 署	文化市民局市民生活部戸籍住民課
審議会の意見	特定個人情報ファイルを取り扱う住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書の変更については、了承します。 【附帯意見】 1. 評価書中「IV その他のリスク対策」のうち、「1. 監査」における「②監査」の具体的な内容欄には、市が受託業者（ガバメントクラウド運用管理補助者をいう。以下同じ。）に対して行う監査も含め、市として実施する監査の内容を具体的に追記すること。 2. ガバメントクラウドへの移行にあたっては、ガバメントクラウド上に構築したシステム運用にかかわる者すべてが、市の監督の対象になるという認識を持ち、特に以下の点については十分に注意の上、実施されたい。 （1） 市は、受託業者において個人情報の適切な取り扱いがなされるよう受託業者に指導するとともに、監督すること。 （2） 受託業者によるシステム設計、環境設計にあたっては、国の標準仕様書に従っており、かつ市が求める仕様となっているか、システム構築の段階から検証を十分に行うこと。 特に、環境設定については設定誤りが発生しないよう事前の確認を十分に行うとともに、異常イベント検知システムを適切に設定し、設定どおりに発報するか運用開始前に必ず検証すること。 （3） 運用開始後においても、受託業者によるシステムの運用等が仕様書と整合しており、適切に実施されていることについて定期的に監

	査等を行うこと。また、異常イベント検知システムの発報に対して適切に対応しているかについても定期的に確認すること。 (4) 再委託を行う場合には、その再委託先の業務についても受託業者と同様に確認すること。 3. 「庁内データ連携機能（システム）」については、設定された業務システムに限り連携されるよう、認証システムを適切に構築するとともに、運用開始後においても設定が適切に運用されているか、監査等により適宜確認すること。
--	--